

枚方京田辺環境施設組合管理者の専決処分事項の指定について

令和3年7月20日

議決

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定に基づき、枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）管理者において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 法律上組合の義務に属する損害賠償額の決定に関することで、その1件の額が2,000,000円以下のもの
- 2 法第243条の2の2第8項に規定する職員の賠償責任の免除に関することで、その1件の額が500,000円以下のもの

附 則

- 1 この指定は、議決の日からその効力を発する。
- 2 枚方京田辺環境施設組合管理者の専決処分事項の指定について（平成28年8月2日議決）は、廃止する。